

託送供給等約款の認可

2026 年 7 月 22 日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、経済産業大臣より 2026 年 10 月 1 日を実施日とする託送供給等約款※の認可を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、2026年6月24日に、2026年10月1日を実施日とする託送供給等約款の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。（2026年6月24日お知らせ済み）

上記申請について、本日、経済産業大臣より認可を受けました。今回認可された託送供給等約款の変更内容は、以下のとおりです。

1. 主な変更内容

- （1）系統接続に係る手続期限の設定
- （2）技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い
- （3）発電等設備の事業用地における使用権原を証する書類提出の要件化
- （4）その他供給条件の見直し

2. 実施日

2026年10月1日

※ 託送供給等約款

小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用するときの料金等の供給条件を定めた約款。

以 上

別紙：託送供給等約款の変更内容（概要）

託送供給等約款の変更内容（概要）

1. 系統接続に係る手続期限の設定

国の審議会※¹において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、特別高圧の需要地点について、供給承諾から工事費負担金の入金までの期限を3ヶ月以内とし、期限が守られない場合は接続供給契約における当該地点の契約申込を解除することが整理されました。これに伴い、託送供給等約款の供給条件に反映しました。

2. 技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い

国の審議会※²において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、特別高圧の需要地点について、供給対策工事および技術検討の結果に影響を及ぼす需要家都合による契約申込の不備または変更が発生した場合は契約申込を取り消すことが整理されました。これに伴い、託送供給等約款の供給条件に反映しました。

3. 発電等設備の事業用地における使用権原を証する書類提出の要件化

国の審議会※³において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、非FIT電源または非FIP電源について、発電量調整供給契約申込み時に事業用地の使用権原を証する書類を連系承諾から2ヶ月以内に提出することを要件とし、提出されない場合は連系予約を取り消すことが整理されました。これに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

※1 [第4回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ \(2025年9月24日開催\)](#)

※2 [第10回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ \(2026年4月16日開催\)](#)

※3 [第6回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ \(2025年12月24日開催\)](#)